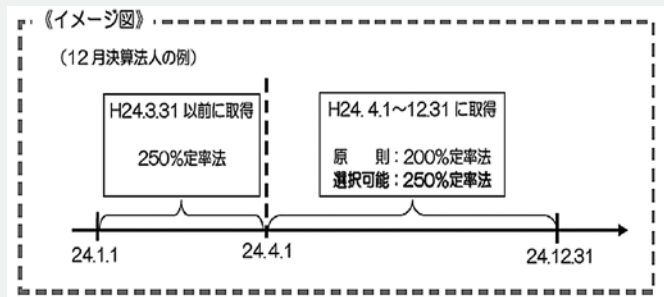
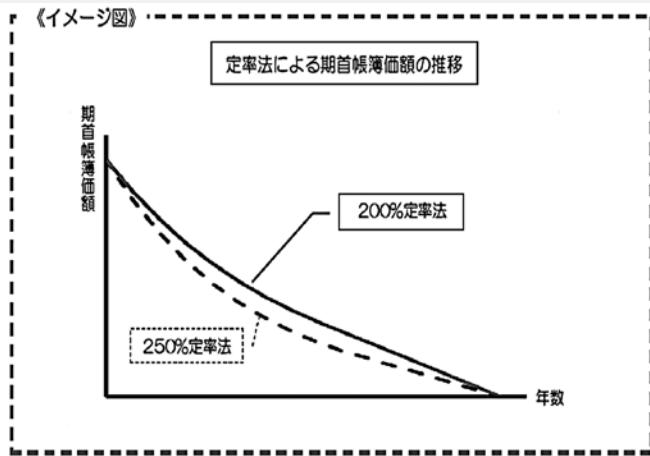


## 2. 減価償却制度の改正

平成23年度税制改正(12月改正)により、定率法の償却率の見直しが行われ、平成24年4月1日以後に取得する減価償却資産の定率法の償却率について定額法の償却率を2倍した償却率(200%定率法)に引き下げられました〔改正前：定額法の償却率を2.5倍した償却率(250%定率法)〕。また、償却率の改正により、平成24年4月1日以後に資本的支出を行った場合には、その資本的支出により新たに取得したものとされ

る追加償却資産については、200%定率法により償却を行うこととなります。

この改正は、**個人では平成24年分の所得税から、法人では平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用されます。**ただし、改正事業年度において平成24年4月1日から期末までに取得した減価償却資産について定率法を選定している場合は、250%定率法により償却することができる特例が措置されており、所轄税務への届出等の手続きなしに任意に選択することができます。



催し物のご案内

牛乳が日本を元気にする

MILK ● JAPAN<sup>TM</sup>  
in 山陰



～寒いときは牛乳を食べよう～

入場  
無料

とき 平成25年2月2日(土) 10:00~16:00

ところ 松江・くにびきメッセ

島根県松江市学園南1丁目2番1号

EVENT

- よしととひうたライブ
- 松江調理製菓製パンカレッジ
- クッキングショー
- グルメコーナー
- チャレンジコート
- 幼稚園児の牧場体験報告
- みるく鍋(無料)



杉浦太陽  
クッキング&トークショー

「太陽のミルククッキング」

12:30~13:30

太陽さんの作ったお料理を  
試食できます。

限定  
30名様  
(当日抽選)



## 森税理士の「ちょっと気になる税務のはなし」

第56回

アグリビジネス・ソリューションズ株式会社  
代表取締役 森 剛一氏

税務相談窓口  
事業推進課 経営指導相談係  
■問い合わせ先  
TEL : 0824-64-2072 Fax : 0824-64-2233

# 平成 24 年の税制改正事項

## 1. 生命保険料控除の改組

平成 22 年度の税制改正で、平成 24 年 1 月 1 日以後に保険契約等を締結した介護医療保険料について、介護医療保険料控除(適用限度額 4 万円)が設けられました。平成 24 年分より生命保険料控除の合計適用限度額が 12 万円とされました。一般の保険料と個人年

金保険料、介護医療保険料のそれぞれに控除額を計算しますが、平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約(新契約)については、それぞれ保険料の額が 8 万円以上の場合 4 万円となり、生命保険料控除額は最高 12 万円となります。生命保険料控除の計算は、「平成 24 年分所得税の確定申告の手引き・確定申告書 B」に掲載されている計算欄を使用してください。

生命保険料控除額 = (一般の保険料の計に応じた控除額) + (個人年金保険料の計に応じた控除額) + (介護医療保険料の計に応じた控除額)

① 平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約(新契約)		
区 分	支払った一般の生命保険料 又は個人年金保険料の金額	控 除 額
一般の生命保険料 個人年金保険料 又は介護医療保険料	20,000 円以下	支払った保険料の全額
	20,001 円から 40,000 円まで	[支払った保険料の金額の合計額] × ½ + 10,000 円の合計額
	40,001 円から 80,000 円まで	[支払った保険料の金額の合計額] × ¼ + 20,000 円の合計額
	80,001 円以上	一律に 40,000 円

② 平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した保険契約(旧契約)		
区 分	支払った一般の生命保険料 又は個人年金保険料の金額	控 除 額
一般の生命保険料 又は個人年金保険料	25,000 円以下	支払った保険料の全額
	25,001 円から 50,000 円まで	[支払った保険料の金額の合計額] × ½ + 12,500 円の合計額
	50,001 円から 100,000 円まで	[支払った保険料の金額の合計額] × ¼ + 25,000 円
	100,001 円以上	一律に 50,000 円

ただし、新契約と旧契約の双方について一般生命保険料控除又は個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、上記(1)と(2)の合計額(上限 4 万円)となります。